

## 生駒市ナラ枯れ対策懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市に急速に広がるカシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害及びナラ枯れに伴う枯損木による2次被害を防止するための市の施策に関し、意見又は助言を求めることを目的に、生駒市ナラ枯れ対策懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) ナラ枯れ対策に関すること。
- (2) ナラ枯れの防除に関すること。
- (3) ナラ枯れ2次被害防止対策に関すること。
- (4) その他ナラ枯れ対策に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 奈良県森林技術センター代表
- (2) 奈良県森林整備課代表
- (3) 森林ボランティア団体代表
- (4) 副市長
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、施行の日から起算して1年を目途とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、経済振興課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。